

此方共義、為ニ世直よなおしして、「町方・在方不レ限、物持ものもち・質屋・」
 糸商人・酒屋・穀屋等之類、「皆打破り候間、又々、来ル二日夜
 ニ」當り、引間村大山二軒、前原村」名主壱軒、野良犬村ニ而
 二軒、「右五軒打破り候ニ付、左ニ印置しるしょく村々」ら、役家たり共
 家壱軒壱人ツゝ、「下役人迄も夫々道具持罷出、「西南之辺ハ金
 古宿下井木」西、人足暮六ツ時可レ揃、東之辺ハ」本惣社ニ而、
 暮六ツ時相揃、時之「声を上、大貝を吹立、明たいまつレ松まつを」持、引間
 村江おし掛、壱番ニ」大山、二番前原、三番野良犬、「夜明候共
 打破るヘシ、「但シ喰物之義者其村々江」申付取寄、不足なく」
 嘘てちかひへし、其村々ち手迎等致候ハゝ、火掛焼ひをかけ払はらへし、「又々其村々
 勘弁願致し」候共、聞入なく打破而可ニ然ル事、暮六ツ時、
 人足」揃夜明迄

廻状村々請印いたし、不順たり共次送り、留村とまわりむら大山迄持
 参可レ致、但シ「不承知之村方者、請印ニ」不及候事
 請印不レ致、不ニ次送り候、不ニ出向候村方江者、近々火を
 掛燒払也、仍而其旨相心得可レ申事

○右名当村々不レ限、外ニ村ちも、心有候ハゝ、加勢可レ致候事

(慶応四年)
辰二月末

(後略)

頭取三十八人
ほかおよそ
外凡千人